

常識を疑ってみる —「糾問」手続の復権—

公文 孝佳

わが国の刑事裁判では自白の証拠価値が極めて高いようである。それ故に、捜査機関は捜査において、被疑者の身柄をとにかくにも確保し、自白を迫り、自白を得た後に物的証拠を「自白に基づいて」収集すると言われてきた。そして、自白を中心として物的証拠をちりばめた「有罪ストーリー」に基づいて起訴し、裁判所はそれを確認する機関でしかなくなってしまうという批判もなされて久しい。このようなわが国の刑事手続を称して「自白採取型糾問的司法」などと批判する向きもある。

しかし、その「糾問」手続について我々刑法法の専攻者は一体どの程度のことを知っているというのであろうか、甚だ疑問である。その根底にあるのは「糾問手続→自白が有罪の条件→そのための拷問」という単純な図式であるようにおもわれる。そして、その拷問の存在ゆえにこそ糾問手続が後世の批判の対象となり、否定的イメージが定着したようである。しかしながら、その糾問手続の内実そのものを見てみると様相が異なっていることに気づかされるのである。拷問を賦課するための要件についての諸家の学説を調べてみると、被告人が犯人であるということの確信までもを要求しているものが多く、これなどは現代的に言えば、間接証拠による有罪確信が必要とされていた、ということになる。そして、その上で「自白」が要求されていたのである。この点は既に30年ほど前にドイツの法制史学者が指摘していたのであるが、その法制史学者ゲルト・クラインハイヤーは次のように主張する。「糾問手続の実質的部分は、拷問賦課要件の認定手続に移行していたのである」。そして主張する。「自白は現代的意味での証拠ではなかった」。つまり、我々が否定的に理

解してきた糾問手続では、自白とその余の証拠の登場する場面が截然と区別されており、状況証拠で有罪確信を得ることができなければ、そもそも自白採取手続など問題とはなりえなかったのである。このような手続の様相を見ると、自白採取を先行させ、採取後にそれに基づき物的証拠を収集し、それを裁判所が「総合判断」する手続を持つ現代の我々が、拷問の野蛮性のみをあげつらい、糾問手続の「野蛮性」を語ることは滑稽の感がある。

2～300年前の証拠法や手続を勉強することに何ほどの意味があるのか、と問われたことがある。しかし、自白とその余の証拠の事実認定における相関関係をどのように理解するのか、またどのようなルールを決めておくべきか、決めておくべきでないのか、という問題については、先人もまた悩んでいたものであり、その思索の跡を追跡することは現代の問題を解決する一助になると確信している。現代的にこの問題を捉えるとするならば、それは「自白の補強法則」の問題となるが、この問題は未解決のままである。国民が刑事裁判に関与する裁判員制度の施行が間近に迫っているのに、事実認定の適正性の担保、自白法則の適正な運営についての理論的努力が十分になされているとは言えない。今、あらゆる角度からの研究が急務であろう。糾問手続における証拠法の研究もまたその一翼を担うと確信している。

(法学部准教授：刑事訴訟法)